

(平成27年1月21日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（B市）における資格取得日に係る記録を昭和46年12月23日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年12月から47年9月までは6万円、同年10月から48年9月までは9万8,000円、同年10月から49年9月までは13万4,000円、同年10月から50年5月までは18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月23日から50年6月4日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないが、当該期間も同社に勤務していた。同社は昭和46年12月にC区からB市に移転したのだが、申立期間においても給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録及び複数の元同僚の陳述により、申立人は申立期間においてA社（B市）に勤務していたと推認できる上、元同僚（同人は申立期間の一部に係る給料支払明細書を所持し、その全てにおいて事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。）は、勤務実態及び保険料控除状況について自身と申立人は同様であったと思うと回答していることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

したがって、申立人のA社（B市）における資格取得日に係る記録を昭和46年12月23日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額については、上記給料支払明細書を所持している元同僚の厚生年金保険料控除額に相当

する標準報酬月額推移、オンライン記録で確認できる申立人及び当該元同僚の申立期間前後における標準報酬月額から、同年12月から47年9月までは6万円、同年10月から48年9月までは9万8,000円、同年10月から49年9月までは13万4,000円、同年10月から50年5月までは18万円とすることが必要である。

一方、適用事業所名簿によると、A社は、C区で昭和46年12月23日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、B市で50年6月4日に適用事業所となっていることが確認でき、申立期間においては適用事業所となっていないが、同社に係る閉鎖登記簿謄本、同社が加入していたD健康保険組合の回答、同社における雇用保険加入状況及び複数の元同僚の陳述により、同社(B市)は申立期間においても当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散しており、当時の代表取締役の連絡先も不明であるため確認できないが、事業主は、申立期間において適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所(当時)に適用の届出を行っていなかったと推認されることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（新潟）厚生年金 事案 8899

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和53年8月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年8月21日から同年10月2日まで

昭和53年8月21日にB社からA社に転籍した。申立期間及びその前後の期間において継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の記録が無いのはおかしいので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の回答により、申立人が申立期間においてA社に勤務していたと認められるとともに、申立人が所持する給与明細書によると、申立期間に係る厚生年金保険料が同社の事業主により給与から控除されていたと認められる。

一方、申立期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和53年8月21日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書における厚生年金保険料控除額から、12万6,000円

とすることが必要である。

また、オンライン記録によると、A社は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所となっていないが、商業登記簿により、昭和45年4月に成立していることが確認できる上、申立人とともに同社に転籍した4人の同僚のうち3人が、「昭和53年8月に転籍した時点で、在籍していた社員は申立人を含め5人だった。」と回答していることから、申立期間において同社が厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は不明としているが、同社は、申立期間において適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8900

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 3 月 1 日から同年 7 月 21 日まで
② 昭和 50 年 8 月 21 日から同年 10 月 1 日まで

A社から関連会社への出向命令を受け、申立期間①当時、B社に勤務していた。また、申立期間②は、C社に勤務していたので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、当該期間の前後を含む期間にA社及びB社に勤務していた複数の同僚は、申立人のことを記憶していないと陳述している上、B社は昭和 59 年 2 月 29 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主を調査したが連絡先を特定できなかった。

また、申立人の雇用保険の被保険者記録によると、申立人の申立期間①に係る雇用保険の被保険者記録が無いことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②について、当該期間の前後を含む期間にA社及びC社に勤務していた同僚からは、申立人の申立期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除をうかがわせる回答が得られなかった上、A社は、申立期間②当時の関連資料（人事記録等）を保存していないと回答して

いる。

また、申立人の雇用保険の被保険者記録及び企業年金連合会により提出された中脱記録照会（回答）によると、申立人の申立期間②に係る雇用保険の被保険者記録及び厚生年金基金の加入記録が無いことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。